



## 護岸用鋼矢板選定について

技術基準の種類: 設計・施工  
通知日: 昭和54年4月10日

### 7 護岸用鋼矢板選定について

昭和54年4月10日 事務連絡  
各地方建設局、北海道開発局、河川工事課長あて  
建設省河川局治水課建設専門官

標記について、河川工事課長会議において別紙のとおり申し合せしたので、昭和54年度から適用するものとして送付する。

護岸用鋼矢板選定についての申し合せ事項

- I 応力計算をしないで使用する鋼矢板については次の通りとする。
  - 1 感潮区間についてはⅡ型の標準型以上とする。
  - 2 感潮区間以外の区間については次のいずれかに該当する場合はⅡ型の標準型以上とし、それ以外についてはⅡ型の改良型以上とする。

護岸用鋼矢板選定について

- (1) 河床の洗掘のおそれのある箇所であるとき。
- (2) 貫入抵抗が比較的大きい土質の箇所であるとき。
- (3) 矢板長が比較的に長いものを使用するとき。
- (4) 腐蝕が一般のところより大きいと予想されるとき。
- (5) その他特に治水上重要と判断される箇所であるとき。
- 3 Ⅱ型の改良型を使用する場合には市場性を十分調査検討のうえ、その使用型を選定すること。
- II 応力計算をして、使用する矢板については計算値により使用する型を決めるものとするが、この場合でもⅠの区分について十分考慮のうえ、その使用型を選定すること。
- III 鋼矢板の腐蝕代は表合せて2m/mを考慮するものとする。  
尚、特に腐蝕が著しいと判断される場合には現地に適合した腐蝕代を見込むことができるものとする。
- IV この運用は昭和54年度より適用するものとする。  
(注) 樋門、樋管等については従前の通達通りとする。